

学校法人金城学園公益通報者保護規程

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人金城学園（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令又は本法人諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、公益通報とは、本法人の業務に関し、法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の目的でなく、通報することをいう。

（通報・相談者）

第3条 公益通報及び相談窓口の利用者は、次に掲げる者とする。

- （1）本法人の教職員又は通報の日から1年以内に当該教職員であった者（非常勤、嘱託を含む。）
- （2）本法人に勤務する派遣元事業主及び派遣労働者（通報の日から1年以内に当該派遣労働者であった者を含む。）
- （3）本法人の役員
- （4）本法人が設置する学校の学生又は生徒及び当該生徒の保護者等

（公益通報の窓口）

第4条 本法人の公益通報の受付及び相談に関する窓口を、監査室に置く。

（公益通報及び相談の方法）

第5条 公益通報及び相談（以下「告発等」という。）は、電話、電子メール、書面又は面会の方法によって行うことができる。

- 2 第3条に規定する通報・相談者（以下「告発者」という。）は、告発等を行う場合、原則として実名で行うものとする。

（禁止事項）

第6条 告発者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、告発等を行ってはならない。

- 2 前項に規定する不正な告発等を行った教職員及び学生には、就業規則及び学則に基づき処分を科すことがある。
- 3 教職員及び学生を除く告発者が第1項に規定する不正な告発等を行った場合は、告訴することがある。

（告発等への対応）

第7条 監査室は、告発等があった場合は、当該告発者に対し、速やかに受け付けた旨を通知するとともに、理事長に報告しなければならない。

（告発等の調査）

第8条 理事長は、告発等があった場合、最高管理責任者として、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者その他必要な者を指名、招集し、告発等の受付から30日以内に調査の可否を判断する。

- 2 調査が必要と判断された場合は、本法人に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置し、告発等の受付から210日以内に事実の確認を行うものとする。

- 3 前項に規定する調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 理事長は、告発者に対し、被告発者の信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正措置について通知するものとする。

(専門的事項)

第9条 理事長は、告発等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家に意見を求めることができる。

(協力義務)

第10条 教職員は、調査に際して協力を求められた場合は、協力しなければならない。

(是正措置等)

- 第11条 調査の結果、教職員の不正行為が明らかになった場合は、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。
- 2 前項の不正行為に関与した教職員に対しては、就業規則等に基づき必要な処分を科すことがある。

(調査結果の公表)

第12条 調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(秘密保持)

- 第13条 公益通報に関する業務に携わる者は、業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 調査に協力した教職員は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(告発者の保護)

- 第14条 理事長は、告発者並びに相談及び調査への協力を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 2 教職員は、告発者並びに相談及び調査への協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

(事務)

第15条 公益通報に関する事務は、監査室が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公益通報の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議に基づき理事長が行う。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月28日から施行する。